



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

暗号資産（仮想通貨）や海外カジノ、アフィリエイト（成功報酬型広告）などのもうけ話を、学校や職場の友人・先輩、SNSやマッチングアプリなどで知り合った人から持ち掛けられるケースがあります。もうかることばかり説明され、肝心の事業の仕組みや実態などをよく分からないままお金を支払ってしまった、解約したいという相談があります。

### ▶アドバイス

- ①「月に〇〇万円の収入がある」などの話はうのみにせず、もうかる仕組みが分からない、理解できないときはきっぱり断りましょう。
- ②身近な人で断りにくくてもきっぱり断りましょう。
- ③「すぐに元が取れる」と借金を勧められる場合がありますが、きっぱり断りましょう。
- ④契約は成立すると、一方的にやめることは原

No.205

## 身近な人からのもうけ話に注意！

則できません。本当に必要な契約か考え、内容や条件をよく検討することが重要です。

### ▶若者は特に注意！

今年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う事業者は少なくありません。



困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX 22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)